



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

*226 知事の指定する行為に係る使用料	(都市政策課).....	1
*227 県民水泳場附属設備利用料金の額	(").....	1

告 示

和歌山県告示第226号

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）別表第2第3項の表の規定により知事の指定する行為に係る使用料を次のように定め、平成31年10月1日から適用する。

なお、平成26年和歌山県告示第303号（知事の指定する行為に係る使用料）は、平成31年9月30日限り廃止する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

行為に係る使用料

種 別	単 位	金 額
業として行う映画等の撮影	1時間につき	2,200円
ラジオ放送の中継	1日につき	1,100円
テレビ放送の中継	1日につき	2,200円

備考 業として行う映画等の撮影の期間が、1時間に満たないとき又はその期間に1時間に満たない端数があるときは1時間、ラジオ放送又はテレビ放送の中継の期間が、1日に満たないとき又はその期間に1日に満たない端数があるときは1日として計算する。

和歌山県告示第227号

県民水泳場設置及び管理条例（昭和41年和歌山県条例第23号）別表第2第5項の規定により知事が定める額を次のように定め、平成31年10月1日から適用する。

なお、平成26年和歌山県告示第304号（県民水泳場附属設備利用料金の額）は、平成31年9月30日限り廃止する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

附属設備利用料金の上限額

種 別	単 位	利 用 料 金
大型映像装置	1式1日につき	14,670円
水球競技運営システム	1式1日につき	7,330円
競泳用自動審判計時システム	1式1日につき	7,330円

ペースメーカー	1式1日につき	2,610円
その他の附属設備	その都度知事が定める。	

備考

- 1 使用時間が1日に満たないとき、又は使用時間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。
- 2 この表の利用料金の額には、附属設備の設営、操作及び撤去に必要な人件費は含まないものとする。